

フェリーターミナル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

フェリーターミナル条例の一部を改正する条例

フェリーターミナル条例（平成30年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
区 分	単 位	利用料金の上限額	区 分	単 位	利用料金の上限額
人道橋	[略]	円 <u>15,681</u>	人道橋	[略]	円 <u>15,971</u>
事務室	[略]	<u>3,877</u>	事務室	[略]	<u>3,948</u>
会議室	[略]	<u>1,631</u>	会議室	[略]	<u>1,661</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。